

2 指図書事項

(1) 局

ア 建物維持管理委託契約の契約手続を適正に行うべきもの
 局は、利活用目的で会社に貸し付けている表1の代々木クリスタルビルの建物維持管理について、会社と特命随意契約により業務委託契約を締結している。

契約内容は、局が建物所有者として行うべき共有部に係る清掃業務や設備管理業務及び中長期修繕計画に関する業務等であり、局は、業務内容に係る費用及び管理報酬を会社に支払っている。

そして、契約条項第13条において、「契約期間満了6か月前までに、文書による別段の意思表示がない場合は、更に1年間契約更新するものとし、以後この例によるものとする。」という、いわゆる自動更新条項が設定されており、平成22年3月31日付けの契約が更新され続けている状況であった。

しかしながら、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならず」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束することはできない。本契約は、中長期修繕計画に関する業務を含んでおり、建物の経年劣化対策の内容により、毎年度の業務内容・業務量が大きく増減する中、法第214条に規定された将来の支出に対して債務を負担するための手続である債務負担行為は設定されておらず、法234条の3で規定されている長期継続契約についても、東京都交通局における長期継続契約に係る事務取扱（令和2年3月31日付31交資第3206号）の対象要件に適合していない。

また、契約の自動更新を続ける中、局は、契約時の起案文書を紛失しており、特命理由について確認ができない。

局は、適正な文書管理はもとより、業務委託内容及び特命理由を十分に精査した上で、適正に契約手続を行う必要がある。

局は、建物維持管理委託契約に係る契約手続を適正に行われたい。

(交通局)

【表1 代々木クリスタルビルの概要】

(単位：㎡)

所在	面積	階数及び用途	営業開始
渋谷区代々木一丁目35番4号	地上6,034.22 地下1,505.77	地下3階・地上8階・塔屋1階 建、店舗・診療所・事務所・駐車場	平成12年12月1日

3 意見・要望事項

(1) 局

ア 利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認について
 前項で記載した代々木クリスタルビルの建物維持管理の業務に係る費用は、表2のとおりであり、近年は大規模修繕工事の実施により委託費用が増加傾向にある。中長期修繕計画に関する業務として令和5年度及び令和6年度に実施した主な大規模修繕工事等は、表3のとおりである。

そこで、会社において各工場の契約手続を確認したところ、会社は、建物しゅん工以来維持管理を委託している建物管理会社Aに再委託している状況であった。また、Aは工事内容に応じて再々委託先を選定して履行させている。

局と会社の契約及び会社とAの契約には、競争性がなく、契約金額の妥当性を確認するためには、Aによる再々委託先の見積比較の状況を見ることがなる。

しかしながら、局は見積比較の確認を行っておらず、会社に対しても見積比較の必要性等を求めていない。また、会社は契約に係る事務手続について規程を設けておらず、慣例により、原則1,000万円以上の案件に限り、Aにあらかじめ下請業者3者の見積比較をさせているだけである。

ところで、発注時の社内協議書を見ると、下請業者からの見積書は添付されていないため、Aが適切に見積比較を行っているのか確認できない状況となっていた。

局は、公金の支出を伴う契約に当たり、会社が局へ請求する費用について、適切に見積比較が行われたものであるか、費用の妥当性を十分に確認した上で支払う必要がある。

局は、利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認方法について検討することが望まれる。

(交通局)

【表2 代々木クリスタルビル建物維持管理業務管理費用の実績額（税抜）】

(単位：円)

管理費用項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理委託費（清掃業務、設備管理業務、警備業務等に係るもの）	46,490,000	47,500,000	47,660,000
業務委託費（大規模修繕工事等に係るもの）	19,281,840	111,903,950	72,138,270
管理報酬	5,261,746	12,752,314	9,583,859

【表 3 業務委託費に含まれる主な大規模修繕工事等 (税抜)】

令和5年度	金額	令和6年度	金額
エレベーターリニューアル工事	47,000,000	消防用水用ポンプ更新	21,000,000
R8搬りモーターユニット更新	15,000,000	スプリンクラーポンプ更新	14,800,000
自火機設備及び非常用電話更新工事	14,900,000	屋内消火栓ポンプ更新	11,500,000
非常用放送設備更新工事	7,500,000	誘導灯及び非常灯交換	8,000,000
空調機自動制御機器補修・修繕	3,460,000	消防用補助高架水槽更新	4,580,000
空調機周り電動2方弁交換	3,100,000	フロア準備	3,700,000
非常用照明LED化	3,000,000	階段塗装工事	2,300,000

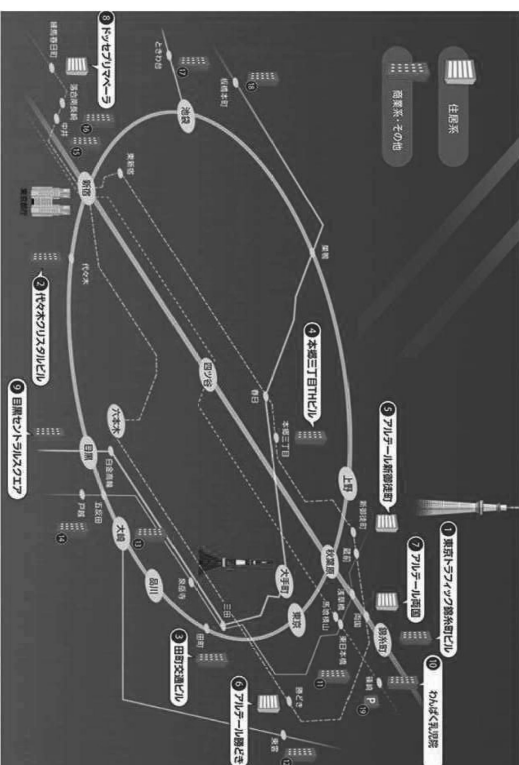
(単位：円)

参考資料

1 経営状況

(1) 主な事業実績

ア 会社が賃貸・管理を行う物件



出典：会社ホームページ

イ 建物賃貸事業

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
賃貸対象面積 (㎡)	39,262.58	39,262.58	38,828.42	
入居率 (%) (注1)	商業系 建物	99.0	99.0	16か所の建物を賃貸 ・会社所有 10か所 (注2) ・局所有 6か所
	住宅系 建物	95.1	95.9	
賃貸収入 (百万円)	2,388	2,414	2,408	

(注1) 商業系建物は面積による割合を算出し、住宅系建物は貸付部屋数による割合を算出している。
(注2) 交通局との区分所有を含む。

ウ 土地賃貸事業

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
賃貸対象面積 (㎡)	16,055.62	16,055.62	16,055.62	
利用率 (%)	100	100	100	4か所の土地(局所有)を賃貸
賃貸収入 (百万円)	284	284	284	

エ 中古乗合自動車等の売却事業

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方公営バス事業者	20	26	13	
優先民間バス事業者(注)	30	10	14	
一般民間バス事業者	8	4	10	
合計	58	40	37	
委託手数料収入	7	4	4	

(注) 公益社団法人日本バス協会会員の一般乗合旅客自動車運送事業者の中で、地域生活の利便性の向上を図るために行政と連携してバス運行サービスを提供している事業者
(単位:台、百万円)

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	3,089	3,272	183	5.9	3,190	△ 82	△ 2.5
売上原価	2,552	2,566	14	0.6	2,533	16	0.7
売上総利益	536	705	169	31.5	606	△ 99	△ 14.0
販売費及び一般管理費	322	489	167	51.9	411	△ 78	△ 16.0
営業利益	214	216	1	0.8	195	△ 20	△ 9.6
営業外収益	0	0	△ 0	△ 77.9	0	0	302.6
営業外費用	0	—	△ 0	△ 100	—	—	—
経常損益	215	216	1	0.5	196	△ 20	△ 9.3
特別損失	—	0	0	—	0	△ 0	△ 66.7
税引前当期純利益	215	216	1	0.5	196	△ 20	△ 9.3
法人税、住民税等	67	66	△ 1	△ 2.0	60	△ 5	△ 9.0
当期純損益	147	149	2	1.6	135	△ 14	△ 9.4

(単位:百万円、%)

イ 主要経営指標の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式	
				事業利益(注)	総費用
総資本事業利益率 (%)	2.7	2.7	2.4	—	—
営業収益営業利益率 (%)	6.9	6.6	6.1	—	—
総資本回転率(回)	0.4	0.4	0.4	—	—
総費用対総収益比率 (%)	93.0	93.4	93.8	—	—

(注) 事業利益=営業利益+受取利息+受取配当金

(3) 財政状態
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	2,115	2,186	70	3.3	2,259	73	3.4
現金預金	2,040	2,080	39	1.9	2,139	58	2.8
その他	75	105	30	40.8	120	14	14.0
固定資産	5,902	5,911	8	0.1	5,891	△19	△0.3
有形固定資産	2,056	2,065	8	0.4	2,062	△2	△0.1
無形固定資産	3,805	3,805	—	0	3,805	—	0
投資その他資産	41	41	0	△0.6	23	△17	△41.7
資産合計	8,018	8,097	79	1.0	8,151	53	0.7
流動負債	533	549	15	3.0	530	△18	△3.4
未払金	23	24	1	5.3	6	△17	△72.2
未払法人税等	39	38	△0	△0.6	33	△5	△14.2
預り金	173	192	18	10.7	199	7	3.7
前受収益	282	278	△3	△1.1	275	△3	△1.1
その他	15	14	△0	△4.5	15	0	1.7
固定負債	2,979	2,892	△86	△2.9	2,829	△63	△2.2
預り保証金	2,979	2,892	△86	△2.9	2,829	△63	△2.2
負債合計	3,512	3,442	△70	△2.0	3,360	△81	△2.4
株主資本	4,505	4,655	149	3.3	4,790	135	2.9
資本金	441	441	—	0	441	—	0
利益剰余金	4,064	4,214	149	3.7	4,349	135	3.2
純資産合計	4,505	4,655	149	3.3	4,790	135	2.9
負債及び純資産合計	8,018	8,097	79	1.0	8,151	53	0.7

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動比率	396.6	398.0	1.4	0.4	426.0	28.0	6.5
自己資本比率	56.2	57.5	1.3	2.3	58.8	1.6	2.8
固定長期適合比率	78.9	78.3	△0.6	△0.7	77.3	△1.0	△1.3

(注) 長期資本＝資本十剰余金十固定負債

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	令和7年10月20日及び21日	令和5年度及び令和6年度の事業
局	保健医療局	令和7年10月17日及び22日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都における生活衛生関係営業（注1）（以下「生衛業」という。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和55年4月 財団法人東京都生活衛生営業指導センター設立（注2） 平成25年4月 公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人へ移行
事業の概要	・ 生衛業に関する衛生施設の維持及び改善向上についての相談及び指導 ・ 生衛業に関する経営の健全化についての相談及び指導
所在地	東京都渋谷区広尾五丁目7番地1号
人員	役員23名（理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、理事16名、監事2名）非常勤役員22名、常勤役員1名 職員4名

(注1) 生衛法が適用される飲食店営業、理容業、美容業など18業種の営業をいう。

(注2) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第57条の3に基づき、知事の指定を受けて設立された公益財団法人であり、各都道府県に1か所設置されている。

3 都との関係

令和7年3月31日時点の状況

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	7,341万円 (令和5年度交付額) 7,368万円 (令和6年度交付額)
	25%以上の出せん	資本金5,000万円のうち、1,700万円 (34.0%)
団体区分		東京都事業協力団体
役員・職員	役員	常勤役員1名のうち都退職者が1名 非常勤役員22名のうち都退職者が1名
	職員	常勤職員4名のうち都退職者が1名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益	91	100	90	100	92	100
都からの収益	75	83.4	75	83.5	75	82.5
受取補助金	73	80.9	73	81.0	73	80.1
受託事業	2	2.5	2	2.5	2	2.4
その他の収益	14	16.6	15	16.5	16	17.5

(2) 補助金の交付状況

(単位：百万円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター営業対策事業費補助金	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター営業対策事業費補助金交付要綱	生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導等に必要経費(10/10)	49	49	49
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター生活衛生関係営業振興事業費補助金	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター生活衛生関係営業振興事業費補助金交付要綱	生活衛生関係営業連携事業及び生活衛生関係営業経営改善推進事業に要する経費(10/10) (都単独補助)	24	24	24
合計			73	73	73

(3) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設改善資金の融資推薦事務	2	2	2

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター（以下「センター」という。）の事業について、主に、事業が出せんの目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な事業実績

生衛業とは、生衛法が適用される飲食店営業、理容業、美容業など18業種の営業をいい、都内生衛業者数は23万1,018施設（令和6年度末現在）となっている。

生衛業者の衛生水準の維持向上には、生衛業者の経営の安定が不可欠であることから、センターは、経営の安定につながる融資や経営に関する相談、後継者の育成につながるインターネット、情報化支援などの各事業を実施している。

国庫補助事業では、相談室運営事業等を実施している。当該事業では、融資や経営に関する相談を行い、内容に応じて法律相談などの他事業への橋渡しを行うことで、各事業の入口として重要な役割を担っている。具体的には、生衛業者が開業や改装を行うに当たり、保健所の許可に関する基準を満たす設備等の導入が求められるが、その際、資本力の弱い小規模な事業者は、融資を受ける必要がある。融資が可能となる事業計画になっているかなどについて相談を受け、後述する融資制度に基づき推薦書の発行につなげている。

後継者育成支援事業では、生衛業者の未来を担う人材確保のために、若年層の生衛業への理解と関心を深め、就業意識を高める取組として、各生活衛生同業組合（以下「組合」という。）と連携し、中学生や専門学校生等を対象としたインターネットなどを実施している。

都単独補助事業では、情報化支援事業等として、ITに関する知識の習得や業務の効率化を目的としたパソコン講習会を開催している。当該講習会は、エクセルなどの基本操作から、チラシ作成に活用できるイラストレーター等の操作まで、習熟度に応じた内容となっている。また、パソコン出張サポートでは、パソコン操作に関する相談や指導及びパソコン関連機器のトラブル解決のため、専門家による無料出張サポートを実施している。

受託事業のうち、都からの推薦書発行事業では、生衛業者が設備資金に係る株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の融資制度を利用するに当たり必要となる推薦の審査を行い、推薦書を行っている。審査に当たっては、導入予定の設備等が保健所の許可を得るための基準を満たしているかなどについて、保健所等での職務経験を有する職員が確認している。

また、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）からは、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第10条の2に基づき、クリーニング業務に従事するために必要な研修などを委託している。当該研修の実施に当たっては、クリーニング組合や保健所等と連携し、研修の周知をすることで、受講率の向上を図っている。

(2) 主な収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		増減額	増減率	増減額	増減率
経常収益	91	90	0 △ 0.5	92	1 1.6
経常費用	90	90	0 △ 0.5	91	1 1.6
当期経常増減額	0	0	0 185.1	0	0 26.0
当期一般正味財産増減額	0	0	0 185.1	0	0 26.0
資産合計	68	72	4 6.3	71	△ 1 △ 1.6
負債合計	4	8	4 95.6	7	△ 1 △ 14.4
正味財産合計	64	64	0 0.1	64	0 0.1

ア 収益及び費用の状況

令和4年度から令和5年度にかけて、経常収益及び経常費用はともに減少している。これは主に、人件費分を含め収益となる補助金とともに、費用となる給料手当が減少したことによるものである。具体的には、経営指導員2名の退職に伴う採用により、在職期間に応じて支給される期末・勤勉手当が減額になったためである。

令和6年度においては、給与水準の向上に伴い、人件費が増加しており、経常収益及び経常費用はともに令和4年度を上回る水準となっている。

この結果、当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額において、収支は均衡している。

イ 財政状態

資産及び負債は、令和4年度から令和5年度にかけて増加し、令和5年度から令和6年度にかけて減少している。これは主に、補助事業の契約案件に関して、翌年度に繰り越して支出される金額の多寡によるものである。

未支出分は未払金として計上され、支出が行われるまでの間、現金預金として資産に残る形となるため、資産及び負債に影響を及ぼしたものである。

正味財産は、収支の均衡に伴いプラスとなっていることから、わずかに増加している。

(3) 事業運営に関する評価

生衛業者は資本力が弱い小規模な事業者が多いことから、光熱費や原材料料費の高騰に加え、賃金の上昇によって利益率は悪化の一途となり、さらにこうした状況が後継者の確保難につながるなど、厳しい経営環境が続いている。

このような状況の中で、センターは、理事長や副理事長等、経営指導員、所管する都の職員で構成される事務事業改善検討会を設置し、各事業の実施状況や課題の整理を行うことで、今後の事業展開に向けた改善を図っている。インターネット等の後継者育成支援事業においては、従来はホームページ等での広報にとどまっていたところ、参加者の通う学校へ案内を配布するよう見直し、参加者数の増加が見られるなどの改善につながった。

運営においては、補助金収入のほか、各組合からの会費や広報誌への広告掲載料等による自主財源の確保に努めることで、収支の均衡を図っている。

センターの事業は、全ての生衛業者が対象となっているが、組合に加入していない事業者も多く、センターの事業に関する情報が、組合経由では届きにくいという課題がある。非組合員に対する事業情報の周知を進めるため、広報誌を保健所や公庫に配布するなど直接事業者が情報を得られるように改善することで、事業の利用促進を図っている。

センターは、引き続き生衛業者を取り巻く環境に留意し、ニーズに応じた事業を効果的に実施できるように課題の整理や事業内容の検討を行うほか、積極的な広報活動に努めるなど生衛業者への支援に取り組むことが求められる。

参考資料

1 運営状況

(1) 主な事業実績

ア 相談指導事業(国庫補助対象事業)

(単位：件)

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談室運営事業	1,917	1,797	2,080
相談指導顧問設置事業	39	26	33
経営指導員事業	157	184	266
生活衛生関係営業 経営改善資金融資 等指導事業	46	43	27
巡回相談指導	644	612	582

イ 後継者育成支援事業(国庫補助対象事業)

(単位：人)

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インターネット事業 (各受入店舗等における参加者数)	11,535	9,884	11,122

ウ 情報化支援事業(東京都単独補助事業)

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パソコン講習会(人)	83	169	122
パソコン出張サポート(回)	213	242	235

エ 推薦書発行事業(東京都委託事業)

(単位：件)

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設改善資金の融資推薦事務	706	667	909

オ クリーニング師研修等事業(全国指導センター受託事業)

(単位：人)

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クリーニング師研修	343	177	396
業務従事者講習	695	999	1,095

(2) 収益及び費用の状況
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経営収益	91	90	△ 0	△ 0.5	92	1	1.6
受取収益	6	5	△ 0	△ 1.7	5	-	-
受取補助金	73	73	△ 0	△ 0.3	73	0	0.4
受託事業収益	9	9	△ 0	△ 0.9	10	1	11.8
その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	△ 0	△ 0.0
合計	90	90	△ 0	△ 0.5	91	1	1.6
経常費用	88	88	△ 0	△ 0.5	89	1	1.6
事業費	2	2	△ 0	△ 0.5	2	0	1.5
管理費	0	0	0	185.1	0	0	26.0
当期経常増減額	0	0	0	185.1	0	0	26.0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	185.1	0	0	26.0
経常収益	87	87	△ 0	△ 0.4	89	1	1.6
受取収益	3	2	△ 0	△ 1.7	2	-	-
受取補助金	73	73	△ 0	△ 0.3	73	0	0.4
受託事業収益	9	9	△ 0	△ 0.9	10	1	11.8
その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	△ 0	△ 0.0
経常費用	88	88	△ 0	△ 0.5	89	1	1.6
事業費	88	88	△ 0	△ 0.5	89	1	1.6
当期経常増減額	△ 0	△ 0	0	-	△ 0	0	-
当期一般正味財産増減額	△ 0	△ 0	0	-	△ 0	0	-
経常収益	3	2	△ 0	△ 1.7	2	-	-
受取収益	3	2	△ 0	△ 1.7	2	-	-
経常費用	2	2	△ 0	△ 0.5	2	0	1.5
管理費	2	2	△ 0	△ 0.5	2	0	1.5
当期経常増減額	0	0	△ 0	△ 6.2	0	△ 0	△ 6.3
当期一般正味財産増減額	0	0	△ 0	△ 6.2	0	△ 0	△ 6.3

(3) 財政状態
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	17	22	4	27.5	20	△ 1	△ 7.1
現金預金	17	21	4	27.8	20	△ 1	△ 7.5
未収金	0	0	-	-	0	0	53.1
固定資産	51	50	△ 0	△ 0.9	51	0	0.7
基本財産	50	50	-	-	50	-	-
特定資産	0	0	△ 0	△ 49.7	0	0	79.2
資産合計	68	72	4	6.3	71	△ 1	△ 1.6
流動負債	3	8	4	134.7	6	△ 1	△ 19.8
未払金	3	7	4	139.7	6	△ 1	△ 17.0
預り金	0	0	0	84.5	0	△ 0	△ 56.1
固定負債	0	0	△ 0	△ 49.7	0	0	79.2
退職給付引当金	0	0	△ 0	△ 49.7	0	0	79.2
負債合計	4	8	4	95.6	7	△ 1	△ 14.4
一般正味財産	64	64	0	0.1	64	0	0.1
正味財産合計	64	64	0	0.1	64	0	0.1
負債及び正味財産合計	68	72	4	6.3	71	△ 1	△ 1.6

水道マッピングシステム株式会社

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	水道マッピングシステム株式会社	令和7年9月11日から同月17日まで	令和5年度及び令和6年度の事業
局	水道局	令和7年9月10日及び18日	

2 団体の概要

設立の目的	設立の概要
東京都市道局のマッピングシステムを構築、管理・運用し、また、この技術・ノウハウを全国の水道事業体に提供するとともに、応用ソフトウェア等の開発をすることで水道事業の円滑な運営、発展に貢献することを目的として設立	平成2年3月 水道マッピングシステム株式会社設立 平成3年9月 特別区において水道マッピングシステムの稼働開始 平成7年4月 多摩地区のうち25市町をシステムの対象に追加(以降、市町村合併や対象の追加等により、対象となる市町数が変動) 平成16年5月 本社を大田区から新宿区に移転 平成22年4月 奥多摩町をシステムの対象に追加(現在、多摩地区26市町がシステムの対象)
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道マッピング・ファイリング・設計積算システムにかかわるソフトウェアの開発及び管理 マッピング・ファイリングシステムのデータベースの構築及び更新業務 上下水道管路管理のコンピュータ化に関するコンサルティング

3 都との関係

管工事事務電子申請システムの構築及び管理 浄水施設・設備管理システムの構築及び管理 コンピュータ及び関連機器の販売、賃貸ならびに管理 測量業務 前記に関連または付帯する一切の業務
所在地 東京都新宿区内藤町 87 番地
人員 役員7名(代表取締役社長1名、代表取締役副社長1名、取締役3名、監査役2名、代表取締役副社長のみ常勤) 従業員45名

項目	令和7年3月31日時点の状況
財政援助等 25%以上の出資 (注)	資本金20百万円のうち、都の出資と東京水道株式会社の出資を合わせ10.2百万円(51%)
団体区分	東京都事業協力団体

役員・職員	常勤役員(1名)のうち都退職者が1名 非常勤役員(6名)のうち都派遣が3名 常勤社員(42名)のうち都退職者が17名 非常勤社員(3名)のうち都退職者が2名
-------	---

(注)都及び都が50%以上出資している団体の出資を合わせて25%以上となる団体

(1) 経常収益に占める都からの収益

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益	1,224	100	1,285	100	1,397	100
都からの収益	874	71.4	903	70.3	935	66.9
受託収益	874	71.4	903	70.3	935	66.9
その他の収益	350	28.6	382	29.7	461	33.1

(単位：百万円、%)

(2) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	契約件名	委託料		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
入出力処理事業	水道ワットピングシステムデータベース更新業務委託	627	667	729
システム開発事業	水道ワットピングシステムソフトウェア機能向上業務委託	6	13	23
	水道ワットピングシステム電子申請機能向上業務委託（電子申請機能の運用に係る改善等）	—	—	4
	水道ワットピングシステム電子申請機能に係る調査業務委託	—	—	2
	水道ワットピングシステム改修業務委託（水道ワットピングシステムのブラウザ対応）	—	27	—
	水道ワットピングシステム電子申請機能改修業務委託（納入通知書発行の拡大対応ほか）	—	20	—
	浄水ワットピングシステム機能更新業務委託	4	5	—
	水道ワットピングシステムの運用管理委託	90	99	108
	水道ワットピングシステム管網解析データベース更新業務委託	11	12	12
	防食管理システム維持管理業務委託	7	7	8
	道路占用許可申請等入出力業務委託	42	44	47
その他事業	水道ワットピングシステム管理図閲覧機能のサーブ更新に伴う機器の設定設置業務委託	—	3	—
合計		(注) 874	903	935

(注) 令和5年度及び令和6年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和4年度の合計額とは内訳と一致しない。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

水道ワットピングシステム株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、会社の事業は出資目的に恰って適切に運営されているか、受委託に係る契約事務は適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 主な事業実績

水道ワットピングシステムとは、従来、膨大な紙の台帳で管理されていた給配水管等水道施設の位置や工事履歴等の情報をコンピュータを用いて電子データベース化したものである。このシステムを使用することにより、工事で更新された水道施設に関するワットピングデータの更新作業等が容易かつ短期間でできるようになり、水道事業体における大量の情報を効果的に活用することができるとともに、また、維持管理が効率的になるほか、他のソフトウェアと組み合わせることにより、工事に伴い漸水する区域の想定などが可能になる。

会社の主要事業は、東京都水道局（以下「局」という。）及び東京都以外の水道事業体の水道ワットピングシステムに係る入出力処理事業、システム開発事業、機器賃貸事業、占用処理事業等である。

入出力処理事業は、管路や附属設備等のデータ更新を行うものである。会社の主力事業であり、局からの受託分が会社の売上全体の50%以上を占めるほか、他の水道事業体からの受託分が増加し、売上高は増加傾向にある。

システム開発事業は、水道事業体に合わせたシステムの構築や過去に構築したシステムの改修・バージョンアップ等を行うものであり、短期中期のスポット契約となるため、受託機会の多寡等により事業実績が変動する。会社は、工事申請手続のDX化の需要に着目し、給水装置工事と排水設備工事のオンライン申請手続をパッケージ化したシステム「PPOC-Aqua」を令和5年度に完成させた。令和6年度においては、「EP0C-Aqua」を活用した給排水設備工事等電子申請システムの構築を、横須賀市上下水道局から377万円で受託した。

機器賃貸事業は、ソフトウェアの運用・保守やハードウェアの賃貸を行うものである。近年はソフトウェアの運用・保守を中心に、従来取引のある水道事業体から安定的に受託している。

占用処理事業は、道路上の工事に当たって必要な道路占用許可申請の内容について、一般財団法人道路管理センターが所管する道路管理システムを利用して入力する業務である。局から委託される業務であり、安定的に受託している。

(2) 主な経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
営業収益(売上高)	1,190	1,242	51	4.3	1,326	83	6.8	
売上原価	788	828	40	5.1	880	51	6.3	
営業外収益		33	43	9	28.7	71	27	63.9
営業外費用		4	2	△ 1	△ 36.8	3	0	19.7
経常利益	71	100	29	41.6	200	99	98.6	
当期純利益	46	69	22	48.4	135	66	95.8	
資産合計	1,826	1,945	118	6.5	2,038	93	4.8	
負債合計	318	368	50	15.9	328	△ 40	△ 11.0	
純資産合計	1,508	1,576	68	4.5	1,710	134	8.5	

ア 経営成績

売上高は、システムの構築及び更新業務の受託金額の増により継続的に増加している。経常利益及び当期純利益については、売上高及び営業外収益が増加する一方で、期中の退職及び採用に伴う人件費の減などにより、販売費及び一般管理費の支出が抑えられたことにより利益が増加している。

イ 財政状態

資産合計は、令和4年度から継続して増加している。これは主に、有価証券の増により流動資産が増加したことによるものである。負債合計は、令和4年度から令和5年度においては増加し、令和5年度から令和6年度においては減少しているが、これは主に、協力会社に委託する作業案件の増減に伴い、協力会社への未払金が増減したことによるものである。純資産合計は、令和4年度から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上しているためである。

(3) 経営に関する評価

顧客である水道事業体においては、料金収入が減少傾向にあるなか、災害への備えや老朽化した施設の更新、技術継承への対応などの課題を抱えていることに加え、生産性・業務効率向上への意識が高まり、政府が推進するデジタル化への対応と相まって、DXの取組が様々な業務で展開されている。このような環境下において、会社は、主要事業であるマッピングシステムについて、モバイルシステムの導入やクラウド化などの水道事業体の課題に合わせてシステムをカスタマイズできる選択肢を用意するなど、最適なソリューションを提供することを掲げている。

令和4年度から令和6年度までにおいて、会社の売上高は増加傾向にあるとともに、令和6年度における局からの受託による売上高は、全体の66.9%と局への依存度が高い現状にあるものの、他の水道事業体からの受託金額の増加により、依存度は低下傾向にある。

また、会社は、給排水設備工事の同時申請機能を実装した「EPOC-Aqua」を一般社団法人日本水道工業団体連合会が主催する展示会で出展するなど、DXを推進している水道事業体に対して業務拡大を図っている。

一方、システムの信頼性・安全性向上による顧客基盤の維持のため、業務の正確性向上や、情報セキュリティの強化が求められる。会社では、協力会社間での業務におけるヒヤリ・ハット事例の共有を促進するなど、業務管理を徹底している。また、協力会社の一つへの外部からの不正アクセスをきっかけに、会社は、個人情報等のデータ消去の手続が確実に行われるよう、協力会社への教育や監督機能の強化を行うなど、情報セキュリティ強化に努めている。

今後とも会社は、局の水道管路の図面管理システム等を補完・支援する企業としての役割を第一と捉え、更に、全国の水道事業体に同システム等を供給する目的を維持するため、都以外の水道事業体からの事業を積極的を受託するとともに、引き続き安定的かつ効率的な事業運営を行っていくことが求められる。

2 指標事項

(1) 団体

ア 固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認すべきもの

企業会計基準及びその実務指針によると、ソフトウェアの製品マスタの制作原価は、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定などの勘定科目により、また、完成品についてはソフトウェアなどの勘定科目によって、いずれも無形固定資産として計上することとされている（企業会計基準委員会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」より）。

ところで会社は、ソフトウェアの製品マスタの制作原価を、仕掛中は建設仮勘定の勘定科目により有形固定資産として計上し、完成時にソフトウェアの勘定科目に振り替え、無形固定資産として計上している。なお、会社はソフトウェアの開発を事業の一つとしているにもかかわらず、ソフトウェアの製品マスタの制作仕掛品を無形固定資産として計上するための勘定科目を設けていない。

この状況は、財務諸表において、資産の内容を正しく表示しておらず、適正ではない。

会社は、固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認されたい。

(水道ワットピソングシステム株式会社)

参考資料

1 経営状況

(1) 主な事業実績

ア 事業別受託実績

(単位：件、百万円)

事業	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
入出力処理事業	12	869	11	913	12	1,027
システム開発事業	12	109	12	113	6	73
機器賃貸事業	26	168	19	166	19	177
占用処理事業	1	42	1	44	1	47
その他事業	1	0	1	0	—	—

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
売上高	1,190	1,242	51	4.3	1,326	8.3
売上原価	788	828	40	5.1	880	5.1
売上総利益	402	413	11	2.8	445	3.1
販売費及び一般管理費	360	353	7	2.0	313	△ 40
営業利益	41	59	18	44.4	132	72
営業外収益	33	43	9	28.7	71	27
営業外費用	4	2	△ 1	△ 36.8	3	0
経常利益	71	100	29	41.6	200	99
特別利益	—	—	—	—	1	1
当期純利益	46	69	22	48.4	135	66

イ 主要経営指標の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式			
				事業利益(注)	総資本	営業利益	営業収益
総資本事業利益率 (%)	3.8	4.8	8.3	—	—	—	—
営業収益営業利益率 (%)	3.5	4.8	10.0	—	—	—	—
総資本回転率 (回)	0.7	0.6	0.7	—	—	—	—
総費用対総収益比率 (%)	94.2	92.2	85.6	—	—	—	—
イソリス・カバレッジ・リゾオ (倍)	—	—	—	—	—	—	—

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	729	821	91	12.6	922	101	12.4
現金及び預金	452	465	13	2.9	396	69	14.9
有価証券	251	268	16	6.7	322	54	20.1
その他流動資産	3	16	13	353.3	89	72	429.2
貸倒引当金	22	71	48	212.9	115	44	61.6
固定資産	△ 1	△ 1	0	△ 6.7	△ 1	0	△ 20.1
有形固定資産	1,096	1,123	26	2.5	1,115	7	0.7
無形固定資産	63	18	△ 45	△ 71.3	16	1	△ 10.7
投資その他資産	12	63	51	413.0	65	2	4.0
資産合計	1,021	1,042	21	2.1	1,033	8	0.8
流動負債	1,826	1,945	118	6.5	2,038	93	4.8
未払金	295	345	50	17.1	311	34	9.9
未払法人税等	245	270	25	10.2	208	61	22.8
貸与引当金	9	18	8	96.7	49	31	170.8
その他	8	9	0	9.8	7	1	△ 14.9
固定負債	32	47	15	49.0	45	2	△ 4.8
退職給付引当金	22	22	0	0.4	16	6	△ 28.5
負債合計	22	22	0	0.4	16	6	△ 28.5
株主資本	318	368	50	15.9	328	△ 40	△ 11.0
資本金	1,508	1,576	68	4.5	1,710	134	8.5
利益剰余金	20	20	—	—	20	—	—
純資産合計	1,488	1,556	68	4.6	1,690	134	8.6
負債及び純資産合計	1,508	1,576	68	4.5	1,710	134	8.5
負債及び純資産合計	1,826	1,945	118	6.5	2,038	93	4.8

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
流動比率	247.1	237.5	206.1	流動資産 / 流動負債
自己資本比率	82.6	81.0	83.9	自己資本 / 総資本
固定長期適合比率	71.6	70.3	64.6	固定資産 / 長期資本(注)

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

多摩都市モノレール株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	多摩都市モノレール株式会社	令和7年10月7日から同月14日まで	令和5年度（第38期）及び令和6年度（第39期）の事業
局	都市整備局	令和7年10月6日及び16日	

2 団体の概要

設立の目的	多摩地域を南北に結ぶモノレールを建設し運営することにより、多摩地域の南北方向の公共交通網を充実させ、沿線各地域の発展に資することを目的として設立
主な沿革	昭和61年4月 多摩都市モノレール株式会社設立 平成10年11月 第I期区間（立川北～上北台）開業 平成12年1月 第II期区間（多摩センター～立川北）開業 令和7年5月 上北台～箱根ヶ崎の延伸特許取得
事業の概要	軌道法に基づく一般運輸業
所在地	東京都立川市泉町1078番92
人員	役員16名（代表取締役1名、常務取締役1名（以上常勤）、取締役11名（非常勤）、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）） 社員258名

3 都との関係

項目	令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	貸付金 11,160百万円（令和5年度末残高） 9,920百万円（令和6年度末残高） 資本金100百万円のうち、79百万円（79.9%）
役員・職員	25%以上の出資 東京都政策連携団体 団体区分 役員 3名のうち都退職者が1名 非常勤役員13名のうち都派遣が3名 職員 常勤社員250名のうち都派遣が11名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益	8,218	100	8,473	100	8,847	100
都からの収益	193	2.4	189	2.2	167	1.9
管理運営委託収益等	193	2.4	189	2.2	167	1.9
その他の収益	8,025	97.6	8,284	97.8	8,680	98.1

(単位：百万円、%)

(2) 貸付金残高

貸付金名	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
	未残高	借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
平成元年度多摩都市モノレール建設資金貸付金	1,733	—	173	1,560	—	173	1,386
平成11年度多摩都市モノレール株式会社経営安定化資金貸付金	10,666	—	1,066	9,599	—	1,066	8,533
合計	12,400	—	1,240	11,160	—	1,240	9,920

(単位：百万円)

(注) 運営基地の土地購入資金として平成元年度に115億円、経営安定化のため平成11年度に160億円、合計275億円を無利子で貸し付けた。老朽化した設備の大規模更新等を踏まえた収支の見直しを考慮し、令和7年度から10年間、返済を繰り延べることにした。